

マテリアルビジネス販路開拓支援事業

「京都府 EFFECT」参画事業者募集要項

1. 事業の目的

本事業では、自社が培った京都の伝統技術やものづくり技術を活かし、新たに国内の素材（マテリアル）市場におけるビジネスの可能性を見出すとともに、市場ニーズに合わせてブラッシュアップした素材をターゲットに提案することにより新規販路の開拓・拡大を目指します。

<事業スキーム>

- ① 応募→書類審査及び個別面談
- ② 販路開拓支援…市場ニーズや取引方法に関するレクチャー、展示会出展に向けた相談対応等
- ③ 国内展示会出展
 - ・ 2021年2月 東京インターナショナル・ギフトショー
 - ※2020年10月の東京インターナショナル・ギフトショーについては調整中
 - ・ 2021年3月 京都インターナショナル・ギフトショー

2. 支援の概要

以下の支援を実施し、素材開発から販路開拓までを一貫サポートします。

- (1) 開発素材の企画
- (2) 素材開発指導
- (3) 展示会・見本市出展
- (4) 出展以降の市場関係者とのマッチング、商談成立に向けた各種アドバイザーによるアドバイス

3. 参画事業者の募集概要

(1) 募集期間

2020年6月6日（土）～6月17日（水）午後5時（必着）

(2) 対象事業者

- ・ 京都の伝統技術やものづくり技術を活かした素材（布・陶芸・金工・木工等）を製造・開発・企画等を行っており、国内首都圏等のインテリア、ホームデコレーション等の素材（マテリアル）市場等において、将来的には自社独力による新規顧客獲得を目的とする京都府内の中小企業

(3) 応募要件

本事業の趣旨、内容を理解の上、以下の項目をすべて満たす事業者

- ・ 京都の伝統産業およびそれらの技術を応用した素材の製造・開発・企画を行う京都府内の中小企業であること。

- ・素材市場の販路開拓に強い意欲を有し、国内等からの受注体制が確保されていること。
- ・自社ホームページを持っていること。
- ・インターネット環境を有し、Eメールアドレスを有すること。
- ・本事業終了後も、自社にて素材製品の販路開拓を継続する意志があること。
- ・事業成果を測るため、本事業事務局からの「フォローアップ調査」に最長3年間協力すること。

(4) 参画決定事業者数（予定）

10 事業者

(5) 参画事業者決定までの流れ

①個別面談 ※応募者対象：要出席

参画事業者決定に向けたプロデューサーとの個別面談を行います。

日 程：2019年6月中～下旬

会 場：京都市内

- ・1社あたり30分間程度を予定しています。

個別面談の日時、会場等の詳細は、ご応募いただいた方に別途ご連絡いたします。

②選考結果

Eメールまたは電話、ならびに書面にて各応募者宛てに通知します。応募用紙記載内容と個別面談における評価を基に採否を決定します。

なお、採否の理由に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

④ 最終決定

2020年6月末予定

事業実施のスケジュールについては、参画が決定した事業者に対し、随時お知らせします。

(6) 応募方法

- ・事業趣旨・内容を事前にご確認いただいた上で、応募用紙に必要事項を記入、「7. 応募用紙提出先」(4ページ)に Eメール、郵送もしくは持参により応募期間内にご提出ください。

4. 参画事業費

1 事業者あたり 10万円(消費税込)

事業参画費支払に関する請求は、事業者決定後にご案内します。

(支払期限日：2020年7月下旬頃を予定)

※参画費に含まれる費用、含まれない費用については下記一覧をご確認ください。

※「○」：含まれる費用、「×」:含まれない費用

費用項目	対象判別	備考
素材開発・販路開拓等指導費	○	但し、プロデューサー、アドバイザーとの 個別依頼に伴って発生する報酬(例:エージェント活動の対価、ロゴやパッケージ等のグラフィックデザイン、その他長時間の業務が発生するもの等)は自己負担
開発・試作費(材料費・人件費等)	×	自社負担
広報宣伝費	○	・本事業全体におけるPRツール(パンフレット・web等)制作費、 広告宣伝、販売促進活動 ・ 自社独自仕様のPRツール制作費は自己負担
展示会会期中の商談サポート料	○	
展示会出展料、展示ブース施工費、基本装飾費	○	・展示ブースデザインやブース全体に係る基本装飾(什器等を含む) ・ 個別注文(什器・追加装飾等)の場合は自己負担
輸送費・貨物保険代	×	自社負担
展示品の保険代	×	自社負担
旅費・宿泊に要する費用	×	展示会出展期間中の滞在費等
展示会出展後アドバイス相談対応料	○	令和3年3月31日まで

5. 留意事項

- ① 事業参画にあたっては、別途定める「覚書」を締結していただきます。また、共同開発など関係者間で取り決めを行う必要がある場合には、別途契約を締結いただく可能性があります。
- ② 参画事業者の決定後、参画事業費お支払期限日までにお支払いが確認できない場合、決定を取消し、本事業への参画をお断りしますので、ご注意ください。
- ③ 参画事業費をお支払いいただいたのち、事業者側の都合でやむを得ず参画を取りやめられる場合を含め、事業途中であっても参画費の返金はありません。
- ④ 応募書類の記載内容に虚偽があった場合、参画事業者の決定後でもこれを取り消し、本事業への参画をお断りする場合があります。
- ⑤ 参画事業者を対象とした全体会議、プロデューサーによる個別面談等を通じて、販路開拓支援を行います。できる限りご参加いただけるようご協力をお願いします。
- ⑥ 展示商談会には、会場までお越しいただき、ブースにてご自身で出展品の説明や商談を行っていただきます。なお、各自の旅程中のトラブル等に関して、「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会及び京都府ならびにプロデューサーは責任を負いません。
- ⑦ 天災や戦争・内乱、その他当事者の責めに帰すことのできない事由による契約の履行遅滞、履行不能等について、「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会及び京都府ならびにプロデューサー等は責任を負いません。

- ⑧ 本事業の広報、PR のため、「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会及び京都府ならびにプロデューサー等が
参画事業者の取材を行う場合があります。その際には可能な範囲でご協力をお願いします。
- ⑨ 展示会出展に際して、一定の売上成果を確約するものではありません。
- ⑩ 空間デザイナーやインテリアデザイナー等の市場関係者による工房訪問をお願いする場合があります。
- ⑪ 翌年度以降、本事業の効果を測る「売上調査（国内外の成約・見込み、商品・金額等：半期ごと予定）」に出展後最長 3 年間ご協力いただきます。

6. 主催・お問い合わせ先

主 催：「KYOTO KOUGEI WEEK」実行委員会

事 務 局：京都府商工労働観光部 染織・工芸課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

TEL：075-414-4869 E-mail：senshoku@pref.kyoto.lg.jp

7. 応募用紙提出先

【郵送・持参での提出】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部染織・工芸課 販路開拓係 田中あて

【E-mail での提出】

senshoku@pref.kyoto.lg.jp

※件名：「EFFECT 応募」とご記載ください。